平成２５年度 国際学生宿舎４月入居者募集要項（院生入居延長）

平成２５年３月末をもって入居期間が満了となる大学院学生入居者で、引き続き国際学生宿舎への入居を希望する者の選考を下記のとおり行います。

記

１　対　　象　　者　　別紙名簿のとおり

２　新たな入居期間　　1年間(平成 26 年 3 月 25 日(火)まで)

３　申請書受付期間及び受付場所（郵送可）

(1) 受付期間　平成２５年１月７日（月）～平成２５年１月２５日（金）（必着）

※　土曜日・日曜日・祝日を除きます。

(2) 受付時間　午前９時００分～午後５時００分（時間厳守）

(3) 受付場所　学生支援課

※　選考結果の郵送を希望する場合は、８０円分の郵便切手を貼付し、郵便番号・住所・氏名を明記した返信用封筒（定形内の長形３号）を添付してください。

（郵送先）〒186-8601　東京都国立市中２－１　一橋大学学務部学生支援課

（封筒表面左下に入居申請書在中と朱書きしてください。）

４　入居申請手続き

入居希望者は、次の書類等をとりまとめのうえ受付期間内に、学生支援課の窓口へ提出してください。

受付期間内必着で郵送していただいても結構です。

提出書類等（ア～エは必須、オ～コは該当者のみ）

ア．国際学生宿舎入居申請書（院生用）（兼誓約書）

イ．国際学生宿舎入居申請者調書

ウ．所得証明書または非課税証明書

［平成 23 年分所得に対して居住市区町村が発行する同一生計の家族全員（就学者を除く）の所得（非課税）証明書で、控除の内訳を記載したもの］

エ．平成 24 年度において上記ウ．で証明した所得状況と著しく異なる場合は、その状況を証明する書類を添付してください。

オ．入居申請者調書の特殊事情に該当する者は、当該必要書類を添付してください。

カ．高校生以上の就学者がいる者は、在学証明書（原本）または学生証（写）を添付してください。

キ．その他、学生支援課から提出を求められた書類がある場合は、当該書類を添付してください。

※　独立生計者の認定基準

次の①～③のいずれにも該当するものについては独立生計者と認定し、本人（配偶者がいるときは、配偶者を含む）の１収入金額で判定することができます。

①　所得税法上、父母等の扶養親族でないこと

②　父母等と別居していること

③　本人（配偶者がいるときは、配偶者を含む）に収入があり、その収入について所得申告がなされ、所得証明書が発行されること

独立生計者として申請する者は、父母等の上記ウ～キに関する書類及び本人の健康保険証（写）並びに本人の上記ア～キに関する書類を提出してください。

④　指導教官の入居延長理由説明書

５　選考方法

提出された入居申請書類に基づき、家族または本人の経済状況を中心に客観的に判断し、経済事情または特殊事情により入寮の必要性が高いと認められる者。

６　選考結果発表

平成２５年３月９日(土)正午、学生支援課掲示板及び一橋大学 HP にて発表します。

HPアドレス：http://www.hit-u.ac.jp/shien/campuslife/apartment.html

なお、郵送による選考結果の通知を希望した者については、平成２５年３月１１日(月)に発送します。

７　その他

(1) 書類が不備の場合は書類審査で失格となりますので、記入内容及び提出書類に疑問点がある場合は事前に学生支援課に問い合わせてください。

(2) 家計が急変した場合の提出書類については、学生支援課で相談してください。

(3) 入居許可を受けた者であっても，平成 25 年 3 月 31 日（日）時点で学生寮寮費を滞納している者は入居許可を取り消します。

入居申請時に提出していただく全ての書類に記載されている個人情報は、
宿舎業務の範囲内においてのみ使用し、その他の目的に利用することはありません。